

群馬県カワウ適正管理計画  
(第二種特定鳥獣管理計画・第三期計画) 案



令和6年〇月

群馬県

## 目 次

<b>1</b>	<b>はじめに</b> . . . . .	<b>1</b>
	(1) カワウについて	
	(2) 計画策定の背景と目的	
<b>2</b>	<b>管理すべき鳥獣の種類</b> . . . . .	<b>2</b>
<b>3</b>	<b>計画の期間</b> . . . . .	<b>2</b>
<b>4</b>	<b>管理が行われるべき区域</b> . . . . .	<b>2</b>
<b>5</b>	<b>経過と現状</b> . . . . .	<b>3</b>
	(1) 第二期計画における主な取組	
	(2) 第二期計画の評価	
	(3) 生息状況	
	(4) 被害状況	
	(5) 対策状況	
<b>6</b>	<b>管理の目標及び方針</b> . . . . .	<b>6</b>
	(1) 適正管理の方針	
	(2) 適正管理の目標	
<b>7</b>	<b>管理の実施</b> . . . . .	<b>7</b>
	(1) 個体群管理	
	(2) 被害防除	
	(3) 生息環境保全・整備	
<b>8</b>	<b>その他適正管理のために必要な事項</b> . . . . .	<b>9</b>
	(1) モニタリングの実施	
	(2) カワウの生態、被害対策に関する啓発	
	(3) 捕獲従事者へのカワウ捕獲対策の普及啓発	
	(4) 県内における実施体制	
	(5) 検討・評価の実施	
	(6) 広域的な連携	

# 1 はじめに

## (1) カワウについて

### ア 生態的特徴

カワウは体長 80cm 程度、翼開長 130cm 程度の大型魚食性鳥類である。昼行性で、河川湖沼で魚類を捕食する。潜水も得意で、一日あたり 500g の魚類を捕食する。夜間はねぐら<sup>\*1</sup>において集団で休息することが多く、繁殖はコロニー<sup>\*2</sup>を作って集団で行う。ねぐら・コロニーを生活の拠点として、夜明け前から周辺の水域へ採食のために飛び立つ。ねぐら・コロニーから主に 15km 圏内に毎日採食に出かけるが、ねぐら・コロニーと採食地が 40km 離れていることもある。飛翔能力が高く、地形に関係なく移動できることから、陸上哺乳類と比較しても、適正な管理は困難である。

繁殖期は一般に 3 月～7 月くらいであるが、通年で繁殖することも可能であり、コロニーが壊れたり卵がなくなったりすると繁殖をやり直すため、繁殖期が長くなる。また、コロニーへの攪乱<sup>\*3</sup>により個体群が拡散<sup>\*4</sup>してしまうと、拡散先で新たなコロニーを作り、個体数がより増加することがある。このことも管理を困難にする要因である。

### イ 生息分布

かつてカワウは、全国的に分布していた<sup>\*5</sup>とされているが、水域生態系の高次捕食者であるため環境汚染の影響を受けやすく<sup>\*6</sup>、水質汚濁等の影響により個体数が減少し、昭和 46 年には、コロニー 3 カ所、個体数 3,000 羽以下と絶滅寸前の状況であった。しかしその後は、水質改善や利用可能な食物資源の増加に伴って個体数が増加し、生息域も拡大している。

群馬県では、鳥獣関係統計において大正 12 年に狩猟によりウ類 30 羽の捕獲の記録があるが、昭和 4 年以降の狩猟捕獲数<sup>\*7</sup>は 0 羽となっている。飛来状況については、昭和 48 年発行の文献<sup>\*8</sup>で「稀に飛来する鳥」と記述されており、これ以前の資料はない<sup>\*9</sup>とされる。その後、昭和 57 年の調査で県内への飛来が確認され、昭和 63 年には 5 市町村でカワウの飛来記録がある。10 年後の平成 10 年に飛来数が急激に増加して以降、飛来記録のある箇所は 30 市町村まで拡大し、さらにその 10 年後の平成 20 年には 57 市町村となり、その後 65 市町村まで拡大した（市町村数は平成の大合併前の 70 市町村）。県内の繁殖状況については、昭和 60 年時点で「繁殖記録はなく」と記録<sup>\*9</sup>されており、平成 9 年に頭無沼（前橋市）で営巣が確

---

\*1 夜間の休息時に使用する場所。カワウの場合、数十羽から数百羽の単位で、水辺の樹木にとまる。糞により樹木や周辺一帯が白くなることもある。集団で寝泊まりするのみで繁殖はしない点がコロニーと異なる。

\*2 繁殖(産卵・抱卵・子育て(育雛))を行う場所。ねぐらで利用されていた場所が、コロニー利用に変化することもある。

\*3 カワウに恐怖心を抱かせて、カワウの個体群に混乱を起こさせること。銃器捕獲や花火等を使用した追い払いが該当するが、調査のためにねぐらやコロニーに人間が踏み込んだだけでも攪乱につながる場合もある。

\*4 拡散は、個体群が散って広がること。攪乱行為により、元々定着していたねぐら・コロニーから逃げ出した個体が、新たな場所にねぐら・コロニーを形成することである。対策を行った結果、対策前よりも個体数が増加することがある。

\*5 環境省「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き(カワウ編)」(平成 25 年)

\*6 河川水に流出した環境汚染物質は、食物連鎖の中で次第に濃縮され、カワウの体内には河川水より遥かに高い濃度の汚染物質がたまってしまいうため、他の生物より環境汚染の影響を受けやすくなる。

\*7 昭和 22 年に狩猟鳥ではなくなり、平成 19 年に再び狩猟鳥となるまで、狩猟による捕獲は禁止されていた。

\*8 卯木達朗「群馬の野鳥」(昭和 48 年)

\*9 卯木達朗「群馬県動物誌(群馬県の鳥類)」(昭和 60 年)

認められるまで、県内にコロニーは存在していなかったと推察される。その後、生息の拠点も増え、現在確認されているねぐらは9箇所、コロニーは3箇所となっている。

## (2) 計画策定の背景と目的

個体数の急激な増加に伴い内水面漁業被害が拡大したため、県、群馬県漁業協同組合連合会（以下、「漁連」という。）、各漁業協同組合（以下、「漁協」という。）、養殖場、釣り堀では個別に捕獲や、かかし、花火等を用いた追い払い、テグスを用いた侵入防除対策を実施し、相当な努力を払い被害の軽減に努めてきた。しかし、一定の成果はあったものの根本的な解決には至っていない。

カワウによる内水面漁業被害を軽減させるためには、被害対策の全体像を把握し、関係者間の連携と情報の共有を図った上で対策を行うことが必要不可欠であると考えられた。そこで、県では、群馬県カワウ適正管理計画（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2に基づく第二種特定鳥獣管理計画）を第一期（平成27年度から30年度）、第二期（令和元年度から5年度）と策定した。

第二期計画は令和5年度で終了となるが、依然として内水面漁業被害は多いことから、第二期計画に引き続き、被害の軽減を図ることを目的とした第三期計画を策定する。

## 2 管理すべき鳥獣の種類

カワウ (*Phalacrocorax carbo*)

## 3 計画の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

ただし、カワウの生息状況及び社会状況に変化が生じた場合には、必要に応じて適宜、計画の見直しを行う。

## 4 管理が行われるべき区域

カワウは、次項で示すとおり県内全域に生息している。ねぐら・コロニーについても県内広域に確認されており、また今後移動することも考えられることから、計画区域は県内全域とする。

## 5 経過と現状

### (1) 第二期計画における主な取組

第二期計画（令和元年度から令和5年度まで）では、管理の目標を「平成24年度の水準（960羽）から令和4年度には半減させる（480羽）」としていた。定着コロニーにおいては規模の抑制と安定的な管理に努め、新規コロニーにおいては、原則、除去を図ることとし、生息地管理及び繁殖抑制対策を実施した。また、採食地での被害を軽減させるため、市町村及び漁協による有害鳥獣捕獲のほか、漁連に委託して捕獲推進事業を行った。また、従来からの漁協等による追い払いを中心とした被害対策、営巣木の伐採、営巣木のビニルテープ張り以外に、実証試験としてコロニーの巣へのドローンによるドライアイス投入を実施した。

### (2) 第二期計画の評価

第二期計画策定時の平成30年度の平均個体数は923羽であったが、その後も個体数に大きな変動は見られず、令和4年度の平均個体数は764羽であった。個体数を減少させる手段としてはコロニーでの営巣期において、専門家による計画的な捕獲が最も効果的である。しかし、県内の営巣数の多いコロニーは住宅地近隣にあり、銃器の使用が困難であったことから、第二期計画における管理目標は達成しなかった。

### (3) 生息状況

河川湖沼への飛来数については、県内30箇所での漁協によるモニタリング調査が年3回（7月、9月、12月）、同一日に行われている。第二期計画で飛来数調査を行った主な採食地の位置を図1に、詳細な調査地点を表1に、調査時期別の主な採食地へのカワウ飛来数の推移の結果を図2に示す。飛来数は第二期計画策定時の令和元年度から全体的に減少傾向であった。時期別の比較では、令和元年度以降、12月に飛来数が多い傾向があった。

個体数、営巣数については、各ねぐら・コロニーで下方からの目視によるモニタリング調査が年3回（7月、12月、3月にそれぞれ各地点において1日間実施）行われている。モニタリング調査が行われているねぐら・コロニーの位置を図3に、詳細な調査地点を表2に示す。ねぐら・コロニーにおける個体数の推移を表3および図4に、ねぐら・コロニーにおける営巣数の推移を表4に、平均営巣数の推移を図4に、調査時期別のねぐら・コロニーにおける個体数と平均個体数の推移を図5に示す。

モニタリング調査での個体数については、第二期計画策定時の平成30年度の個体数が923羽、令和4年度が764羽であり、それほど大きな変動はなかった。モニタリング調査での営巣数については、平成30年度の営巣数が117巣、令和4年度が23巣であり、営巣数はかなり減少した。

夏季（令和4年7月～9月）の主な採食地への飛来数、ねぐら・コロニーにおける個体数及び採食範囲を図6に、冬季（令和4年12月～令和5年3月）の主な採食地への飛来数、ねぐら・コロニーにおける個体数及び採食範囲を図7に示す。主な採食地への飛来数を表5に、ねぐら・コロニーにおける個体数の詳細を表6に示す。カワウの飛来は県南西部では神流町、県東部では館林市、県北部ではみなかみ町で確認されており、カワウの飛来域は県内全域にわたる。

飛来数については、多々良沼（邑楽町）、城沼（館林市）への飛来数が、夏季の調査時はそれ

ぞれ平均 17 羽、平均 9 羽であるのに対し、冬季の調査時はそれぞれ 205 羽、53 羽であり、冬季に大きく増加した。それ以外の地点では夏季と冬季で飛来数にそれほど大きな変化がなかった。

多々良沼、城沼を除き、カワウの飛来が確認されている採食地は、県内にあるねぐら・コロニーの 15km 圏内にほぼ含まれていることから、県内のねぐら・コロニーを利用していている個体が採食地に飛来していると考えられる。多々良沼、城沼については、県内にあるねぐら・コロニーから離れているため、他県のねぐら・コロニーを利用していている個体が多々良沼、城沼に飛来していると考えられる。

個体数については、ねぐら・コロニーの中で県北部に位置する綾戸ダム（沼田市）、真壁調整池（渋川市）の個体数が、夏季の調査時はそれぞれ 103 羽、149 羽であったのに対し、冬季の調査時はそれぞれ平均 50 羽、平均 2 羽であり、冬季に減少した。また、高津戸ダム（みどり市）の個体数は 7 月、12 月、3 月の調査時がそれぞれ 232 羽、141 羽、320 羽であり、12 月に減少した。これに対し、県南部に位置する鳴沢湖（高崎市）、南陽台（高崎市）、玉村大橋下流（玉村町）の個体数は、12 月の調査時がそれぞれ 91 羽、212 羽、305 羽であり、12 月に増加した。

モニタリング調査の結果を元に変更した第二期計画と第三期計画でのねぐら・コロニー区分の相違を表 7 に、第三期計画におけるねぐら・コロニーの位置を図 8 に、詳細を表 8 に示す。第二期計画でねぐらと区分していた福島橋上流（玉村町）、平出ダム（沼田市）、頭無沼（前橋市）、丹生湖（富岡市）は、ねぐら入り個体が確認されなかったため、ねぐらから削除することとした。第二期計画では南陽台をコロニーに区分していたが、平成 29 年以降のモニタリング調査で営巣が確認されなかったため、第三期計画では南陽台をねぐらに変更することとした。

平成大橋下流（前橋市）では新たにねぐらが確認され、現地調査の結果、継続して利用していると考えられたため、ねぐらに加えることとした。その他、山田川（中之条町）付近では新たにカワウのねぐらと営巣が確認されたが、コロニーとして継続して利用しているかは不明であるため、第三期計画ではねぐらとして区分することとした。

#### （４）被害状況

河川湖沼、養殖場、釣り堀へカワウが飛来して魚類を採食することにより、漁業被害が生じている。このほか、住宅付近のねぐら・コロニー周辺では悪臭や騒音といった生活環境被害が生じている事例がある。

採食地における年間捕食額の算定には、平成 25 年 5 月 14 日付け水振第 132 号水産庁長官通知「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成におけるカワウによる漁業被害金額の算定方法について」を用いた。

$$\text{年間捕食額 (円)} = \text{カワウ飛来数 (羽/日)} \times \text{飛来日数 (日)} \times \text{1 日あたり捕食量 (kg/羽)} \\ \times \text{捕食される魚種別重量比} \times \text{魚種別単価の合計 (円/kg)}$$

カワウ飛来数については、飛来数のモニタリング調査の結果を参考にした。飛来日数は 365 日、1 日あたり捕食量は 0.5kg とした。

捕食される魚種別重量比については、夏季（4 月から 9 月まで）と冬季（10 月から翌年 3 月まで）に分け、県水産試験場が実施した調査結果を参考に、夏季は、アユ 2%・マス類 16%・

コイ類 67%・その他魚種 15%、冬季は、マス類 20%・コイ類 65%・その他魚種 15%とした。魚種別単価の合計は、魚種別重量比を元に算出した。算定の結果、カワウによる令和4年度の年間捕食量と捕食額は、それぞれ45トン、43百万円と算出された。

年間捕食量及び捕食額の推移を表9に示す。ねぐら・コロニーにおける個体数が横ばい傾向であったのに対して、年間捕食額は減少傾向であった。年間捕食額の算出にはカワウ飛来数の値を用いており、飛来数は定点で調査しているため、河川環境の変化、放流場所の変更等により調査地点以外で捕食するカワウが増えると、年間捕食額が実際よりも少なく算出される可能性がある。このため、今後は、調査場所について見直しを行い、カワウの飛来数が多い地点で調査を行う必要がある。

## (5) 対策状況

### ア ねぐら・コロニー対策の状況

管理計画の方針に基づき、新規コロニーが把握された場合や生活環境被害等の防止のため必要な場合は、管理者及び関係者の協力により生息地管理及び繁殖抑制対策を実施している。第二期計画で実施した生息地管理及び繁殖抑制対策を表10に示す。第二期計画では、ドローンによるコロニーの巣へのドライアイス投入\*を実証試験として実施した。巣へのドライアイス投入作業を図9に示す。

ドローンによるコロニーの巣へのドライアイス投入については、実証試験で卵の不活性化効果が認められたが、成功率(成功卵数/実施卵数)はコロニーによって異なり、真壁調整池では高かったが、高津戸ダムでは低かった。この要因としては、真壁調整池ではドローンを巣まで近づけることができたため、ドライアイスを巣に的確に投入することができたが、高津戸ダムは巣の上部に営巣木の枝があり、ドローンを巣まで近づけにくく、ドライアイスを巣に正確に投入するのが難しかったのが要因であると考えられる。また、高津戸ダムではそもそもドライアイス投入が困難な巣も多かった。このように、ドローンによるコロニーの巣へのドライアイス投入の有効性は、コロニーの立地条件によって異なることに注意する必要がある。

### イ 河川・湖沼および養殖場、釣り堀等での状況

採食地では、かかしの設置やロケット花火等の手法を用いた追い払いや、テグス張り等の着水防止対策とともに、追い払いを兼ねて捕獲を行っている。

捕獲数の推移を図10に示す。第二期計画の捕獲数は毎年400羽前後であったが、安全管理上の観点等から銃器による捕獲が困難な採食地が多いことから捕獲数は横ばい傾向である。

追い払いについては、通常の追い払いに加え、関東カワウ広域協議会で行う広域追い払いにも参加しているが、漁協組合員の高齢化や減少等により対策に必要な人手の確保が課題となっている。

養殖場、釣り堀等では、上部のテグス張りに加え摂餌場所付近を網で囲い込む等の工夫で食害を防いでいる例もあるが、作業や営業の支障になるため、施設全体をカワウから防除するのは困難である。

---

\* 水産庁「Let's ドローンでカワウ対策 Vol.3」(令和2年)

## 6 管理の目標及び方針

### (1) 適正管理の方針

人とカワウとの軋轢の中で、現在、最も深刻となっている内水面漁業被害への対応を最優先課題と位置づける。また、住宅地に隣接してねぐらやコロニーが形成される事例があることから、糞害や騒音等の生活環境被害に対しても、早期に適切な対応を行う。

カワウによる内水面漁業被害軽減のためには、被害地における防除対策とともに個体数の減少が求められることから、県内全域の個体数、および主要コロニーでの個体数を継続的に減少させる。

しかし、現状としては、銃器捕獲に替わる有効的な対策が見つかっていないため、引き続きねぐら・コロニーや採食地での対策を組み合わせ合わせた総合的な取り組みを継続するとともに、大学や試験研究機関と連携し、早急に新たな対策手法を模索する。表 11 にある実施主体が共通の認識を持って連携し、生物多様性や動物福祉\*<sup>1</sup>（アニマルウェルフェア）にも配慮しながら、個体群管理、被害防除、生息環境保全・整備の対策を推進する。

また、順応的管理\*<sup>2</sup>を行うため、生息状況及び対策効果を把握するモニタリング調査を継続し、次の対策に結果を反映させる。

### (2) 適正管理の目標

本計画の期間中に目指すべきところを以下に定める。

令和 10 年度末までに

- ・ 県内全域の個体数を 480 羽以下に減少させる  
※第二期目標の継続（平成 24 年度水準 960 羽から半減）
- ・ 主要コロニー（高津戸ダム・真壁調整池）の個体数を半減させる  
※令和 4 年度水準（高津戸ダム 231 羽・真壁調整池 51 羽）から半減

ここでいう個体数は、図 4 に示す県内全域の個体数、高津戸ダムの個体数、真壁調整池の個体数とする。

本計画においては、第二期計画からの継続性を考慮するとともに、内水面漁業被害を軽減させるために、令和 4 年度の個体数を段階的に減少させ、令和 10 年度末までに 480 羽以下に減少させることを目指す。また、営巣数の多い主要コロニーである高津戸ダムと真壁調整池において、個体数を令和 4 年度水準（高津戸ダム 231 羽・真壁調整池 51 羽）から半減させることを目指す。

\*1 動物が受ける痛みや苦しみを最小限にすること。

\*2 順応的管理とは、自然の不確実性を踏まえた上で目標設定、計画策定を行い、実施した対策結果をモニタリング調査等により把握した情報により評価し、次の目標設定・計画策定に反映させ発展させていく管理手法である。



## 7 管理の実施

### (1) 個体群管理（実施地：ねぐら・コロニー）

県内に生息するカワウ個体数を安定的に管理するため、ねぐら・コロニーにおいて個体数、営巣数のモニタリングを実施し、その結果を元にねぐら・コロニー対策を行う。消滅したねぐら・コロニーについても定期的に確認を行う。

なお、対策の実施に当たっては、対策によりカワウの拡散、個体数増加にならないよう、実施時期や方法を慎重に検討する。

#### ア 既存ねぐらの管理

##### ① 考え方

モニタリングを継続し、拡大防止を含めた安定的な管理を行うとともにコロニー化を防止する。

##### ② 対象地

綾戸ダム（沼田市）等の9箇所。

##### ③ 対策

必要に応じて周辺へのテープ張り等の拡大防止策をとる。モニタリングにより繁殖行動開始の兆しを捉え、営巣開始時には、巣落としや捕獲等実状に応じた可能な対策によりコロニー化を防止する。

#### イ 新規ねぐらの管理

##### ① 考え方

新たなねぐら形成に関する情報が得られた際には、状況を確認するとともに関係者間で情報を共有する。

##### ② 対策

管理者等の関係者と連携を図り、生息環境や被害の状況に応じて周辺へのテープ張り等の拡大防止対策を実施する。

#### ウ 定着コロニーの管理

##### ① 考え方

計画策定時点で、定着して年数が経過しているコロニーについては、原則、規模の抑制と安定的な管理に努める。対策により拡散が予想される場合は、拡散への対応（拡散先の予想、拡散先のモニタリング体制・対策実施体制の整備）を関係者で協議・準備した上で実施する。なお、コロニーによる被害（漁業被害、生活環境被害）が甚大であり、コロニー除去が必要と判断される場合は、関係者によりコロニー除去の対応を協議する。

##### ② 対象地

田代湖（嬭恋村）、真壁調整池（渋川市）及び高津戸ダム（みどり市）の3箇所。

##### ③ 対策

生息地管理として、テープ張りや営巣木（枝のみを含む）の伐採、コロニー付近の非営巣木の伐採等により、ドライアイス投入の効率化、コロニーの拡大防止、縮小化、除去を図る。繁殖抑制対策として、ドローンによるコロニーの巣へのドライアイス投入を行う。なお、コロニーが移動し銃器駆除が可能な場合は、専門家による計画的な銃器駆除等で個体数の抑制・減少を目指す。

## エ 新規コロニーの管理

### ① 考え方

コロニーが新規成立した場合は除去を原則とし、コロニーの立地条件（ドローンによるコロニーの巣へのドライアイス投入の有効性、生活環境への影響等）を考慮して対策を行う。

### ② 対策

管理者等の関係者と連携を図り、生息環境や被害の状況に応じてテープ張りや営巣木（枝のみを含む）の伐採、コロニー付近の非営巣木の伐採等により、ドライアイス投入の効率化、コロニーの拡大防止、縮小化、除去を図る。繁殖抑制対策として、ドローンによるコロニーの巣へのドライアイス投入を行う。なお、コロニーが移動し銃器駆除が可能な場合は、専門家による計画的な銃器駆除等で個体数の抑制・減少を目指す。

## (2) 被害防除（実施地：採食地）

採食地に飛来するカワウのモニタリング調査を実施する。被害発生地において、地域の実状に応じた追い払いや着水防止、加害個体の捕獲を行う等、カワウに対して直接的な被害防除を実施する。また、対策を継続実施するための体制整備に努める。

### ア 追い払い

かかしの設置、ロケット花火等を使用した追い払い対策を継続して行う。特に守りたい区域や対象魚種を明確にして集中的に行う、魚の放流時期に合わせて行う等、時期や場所を工夫して効果的な対策を実施する。

### イ 着水防止

特に守りたい区域について、テグス張り等の着水防止対策を行う。

### ウ 有害鳥獣捕獲・狩猟

カワウの捕食被害が認められる場所等において、有害鳥獣捕獲および狩猟を実施する。採食地での銃器による捕獲は、追い払いの効果も期待される。

## (3) 生息環境保全・整備

### ア 河川環境の整備

魚類を含め、動植物の生息・生育・繁殖環境等について配慮した河川整備を河川改修等の機会を捉え、進めるように努める。

また、漁協や市民団体により行われているゴミ拾い等の河川環境保全活動も河川環境の保全に貢献していると考えられ、取組の継続が期待される。

### イ 魚類の避難場所の設置

魚類の生息地である湖沼や河川において、粗朶\*の配置により適切な隠れ場所を設置することで、魚類がカワウに採食されにくい環境の整備を図る。

---

\* 切った樹木の枝や幹を束ねたもの。水中に沈めて魚類の生息環境とし、カワウが採食行動に出ても魚類が逃げ込める場所を作ることができる。

## 8 その他適正管理のために必要な事項

### (1) モニタリングの実施

飛来状況やねぐらの情報についてより多く収集できるよう、野鳥の会を始め県民に広く協力を呼びかけるとともに、国、市町村や県においても情報を収集する。

### (2) カワウの生態、被害対策に関する啓発

一般の県民はもとより、利害関係者や行政の担当者にあっても、他の鳥獣と比較すると、カワウの生態や被害対策に関する理解は進んでいないのが現状である。基礎知識の不足した状態で被害対策に当たることによって、拡散等、より深刻な事態を招きかねないことから、こうした知識についての啓発を図る。また、モニタリング結果や対策状況について情報を共有する。

### (3) 捕獲従事者へのカワウ捕獲対策の普及啓発

カワウを捕獲する際は、カワウの生態や野生動物の保護管理についての知識を踏まえて実施することが望ましい。このため、捕獲従事者（有害鳥獣捕獲、狩猟等）に対して、研修等によりカワウ捕獲対策の知識の普及を図る。

### (4) 県内における実施体制

カワウによる被害は、内水面漁業や生活環境のほか、観光産業・地域振興等にも影響を与える問題である。県の各部局における対応に加え、国、市町村、漁業関係団体、鳥獣調査機関、捕獲従事者等との協議の場を設けて意見・情報交換を行い、連携することが不可欠である。

各主体がそれぞれの役割に応じて連携できるよう、連絡調整及び協力体制の構築を図る。地域ごとに関係者の協議の場を設けて意見・情報交換を行うとともに合意形成を図り、地域の実状を踏まえて役割分担を決定する。

### (5) 検討・評価の実施

学識経験者、関係団体及び関係行政機関により構成される群馬県第二種特定鳥獣適正管理検討委員会を設置し、本計画の内容・進捗状況や実施結果について、検討・評価を行う。検討委員会の下には専門部会を設置し、県関係課担当者レベルでの実務的な協議を行う。

野生動物のほか森林生態学の学識者で組織する群馬県野生動物対策科学評価委員会は、野生鳥獣による被害を軽減するため、県及び市町村が実施した施策の実施結果について、科学的・客観的な知見に基づき、本計画等に関する評価を行う。

### (6) 広域的な連携

カワウの活動域はその飛翔能力に示されるように大変広いため、広域的な管理を行う必要がある。関東カワウ広域協議会等において県境を越えた広域的な情報共有や意見交換を行うとともに、隣接県と連携した取り組みを行う。